

転 籍 届

転籍とは、戸籍の所在場所である本籍を移転することです。移転先は、日本国内であればいつでも転籍することができ、届出することにより、同じ戸籍に在籍する人全員で戸籍が移ります。

市内で転籍するときは、現在ある戸籍の本籍を変更し、市外から又は市外へ転籍するときは、新本籍地の市区町村で新たに戸籍が作成されます。

なお、旧本籍地にあった戸籍は、本籍地において除籍として150年保存されます。

根 拠 法 令	戸籍法第108条、第109条
届 出 期 間	届出をした日から法律上の効力が発生
届 出 地	本籍地、住所、所在地(一時滞在地)、新本籍地
届 出 人	戸籍の筆頭者及びその配偶者
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none">・ 届 書：転籍届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。・ 印 鑑：届出人（戸籍の筆頭者と配偶者）のそれぞれの印鑑 ※押印は任意です。押印する場合はお持ちください。
そ の 他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市外から春日部市に転籍後の新しい戸籍には、死亡や婚姻等により前本籍地で戸籍から除籍されている方は、記載されません。
関 連 の 届 出	
教 示	転籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

転籍届

令和元年5月15日届出

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知	

本籍	埼玉県春日部市中央6 (丁目) 2 (番地) 番 (よみかた) かすかべ たろう 筆頭者の氏名 春日部 太郎
新しい本籍	埼玉県春日部市金崎839 (丁目) (番地) 1 番
おなじ戸籍にある人	(よみかた) (名) たろう (住所…住民登録をしているところ) (方書・マンション名) (世帯主の氏名) 筆頭者 太郎 埼玉県春日部市中央7 (丁目) (番地) 1 番 号 春日部 太郎
	配偶者 はなこ 花子 同上 同上

その他	
届出人署名押印 生年月日	筆頭者 春日部 太郎 (春日部) 配偶者 春日部 花子 (春日部) 昭和 45 年 7 月 2 5 日 昭和 48 年 1 0 月 5 日

住定年月日	昭・平・令 ・ ・
昭・平・令	昭・平・令 ・ ・
昭・平・令	昭・平・令 ・ ・
昭・平・令	昭・平・令 ・ ・
昭・平・令	昭・平・令 ・ ・

- ◎ 届出地は届出人の本籍地、住所地、転籍先又は所在地となります。
- ◎ 届出人の署名は、本人が自署して別々の印を押印してください。
- ※ 持参するもの
 - 転籍届 (必要事項が記載されているもの)
 - 届出人の印鑑
- ※ 住民異動届けについては、別に「住民異動届」が必要となります。
 なお、時間外 (土・日曜、祝日 (休日開庁日を除く) 等) は住民異動届けの受付ができませんので、後日の届出をお願いします。

問合せ先
 春日部市役所 市民課戸籍担当
 電話 048-736-1111
 内線 2656・2657・2658